平成２２年（フ）第１１２６号
千葉市稲毛区長沼町116番地23
債務者　柴田　由美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２８号
千葉県市川市柏井町４―312　特別養護老人ホーム市川ヒルズ、住民票上の住所千葉県市川市大洲１丁目13番７号
債務者　菊村　泰子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４１号
千葉県市川市日之出19番13号日之出タウンハウス５号
債務者　金田ひろみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４２号
千葉県市川市日之出19番13号日之出タウンハウス５号
債務者　金田　光男
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４６号
千葉県八千代市大和田287番地６　スズキアパート103号室
債務者　鈴木和香奈
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４８号
千葉市花見川区作新台６丁目16番７号
債務者　鈴木美貴子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５８号
千葉県市川市日之出10番１―104号グロリオール里見
債務者　松丸　健夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９５号
千葉市美浜区真砂５丁目16番９棟203号
債務者　田口　　博
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９９号
千葉市稲毛区小中台町596　第５稲毛ハイツ811号室、住民票上の住所千葉市花見川区瑞穂２丁目１番地１　ガーデンプラザ新検見川６番館809号
債務者　石山　祐二
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２００号
千葉市稲毛区小中台町596　第５稲毛ハイツ811号室、住民票上の住所千葉市花見川区瑞穂２丁目１番地１　ガーデンプラザ新検見川６番館809号
債務者　石山　博美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４号
石川県能美市倉重町丁34番地１　エポック21・Ｂ―502号、従前の住所石川県能美市倉重町丁34番地１　エポック21・Ａ―301号
債務者　林　　一惠
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３７号
長野県飯田市山本6722番地157
債務者　櫻井真直美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４７７号
岐阜県各務原市那加西野町206番地１シャイニングスター103
債務者　田山　新八
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５２号
岐阜県本巣市十四条981番地７
債務者　横平　智亮
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５５４号
岐阜市桜木町２丁目20番地ハイツ桜木1407号室
債務者　武藤シヅ子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
岐阜市鷺山2563―57、住民票上の住所岐阜県可児市川合2091番地１　シャトータウン可児Ｂ―105
債務者　梶山　律子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岐阜地方裁判所